

第3章（その他の原産地基準等関連）

1. 貨物の輸送又は一時蔵置時に原産品と非原産品を混合した場合の取扱いについて

(1) 各経済連携協定における原産品として輸入申告される貨物については、積送基準の充足の観点から、原則として原産地証明書又は原産品申告書上に記載された貨物との同一性を維持しなければならない。

(2) ただし、貨物の輸送又は一時蔵置上の都合等（以下、「貨物の輸送等」）により原産品と非原産品を混合した場合には、以下のすべてを満たすことを条件として、上記(1)の同一性は維持されているものとみなす。

イ 混合した原産品と非原産品が代替性のある同一貨物（成分・品質等において同等のものであり、商慣習上同一のものとして取引・輸送されるバルク貨物等）であること。

ロ 貨物の輸送等において混合以外の特段の作業が行われていないこと。

(3) なお、輸入申告の際に原産品として認める数量は、上記混合時に投入した原産品の数量が上限となる。

2. EU 協定及び英国協定附属書 3 - A（品目別原産地規則の注釈）注釈 3 - 3 の規定について

EU 協定及び英国協定の附属書 3 - A 注釈 3 - 3 中、「固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない」とは、その固有の性質上、品目別原産地規則を満たすことが出来ない非原産材料については、原産性の判断を行うに当たり、考慮する必要はないことを意味する。例えば以下の場合を含む。

EU 協定の附属書 3 - B において、第二欄に記載する規則が「製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ」の場合、製織することが出来ない非原産材料（メリヤス編み又はクロセ編みしたもの等）については、当該加工工程の要件を考慮する必要はない。

3. EU 協定及び英国協定第 3・6 条 2（許容限度）について

EU 協定及び英国協定の第 3・6 条 2 に規定する「製品の生産において使用される非原産材料の価額が、附属書 3 - B に定める要件において特定される非原産材料の最大価額（百分率で表示されるもの）を超える場合には、適用しない。」とは、附属書 3

－ B 第二欄において産品全体について非原産材料の最大価額が定められている場合だけでなく、特定の材料についてのみ当該価額が定められている場合においても、第 3・6 条 1 の許容限度は適用できないことを意味する。